

常陸大宮市DX推進計画

令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)

常陸大宮市

令和5年(2023年)4月

目次

第1章 計画策定における基本的な考え方

| | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 実施期間 | 3 |

第2章 デジタル化を取り巻く動向

| | |
|------------|---|
| 1 国の動向 | 4 |
| 2 本市の状況と課題 | 8 |

第3章 計画の方向性

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 基本的な考え方と3つの基本方針 | 10 |
| 2 基本方針に基づく取組事項 | 11 |
| 基本方針1 デジタル技術を活用した便利で使いやすい行政サービスの提供 | 12 |
| 基本方針2 デジタル化による行政運営の効率化 | 16 |
| 基本方針3 地域社会のデジタル化 | 21 |
| 3 実施スケジュール | 24 |

第4章 DX人材の育成

| | |
|----------------------|----|
| 1 デジタル人材の育成について | 25 |
| 2 DX人材の育成に向けた基本的な考え方 | 25 |
| 3 各所属におけるDX人材育成について | 25 |
| 4 DX人材育成に向けた主な取組 | 26 |

第5章 計画の推進体制

| | |
|---------|----|
| 1 計画の推進 | 27 |
| 2 推進体制 | 27 |

| | |
|------|----|
| ◆用語集 | 28 |
|------|----|

【用語解説について】

本文中に「※」を付している用語は、用語集に解説を載せています。

第1章 計画策定における基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

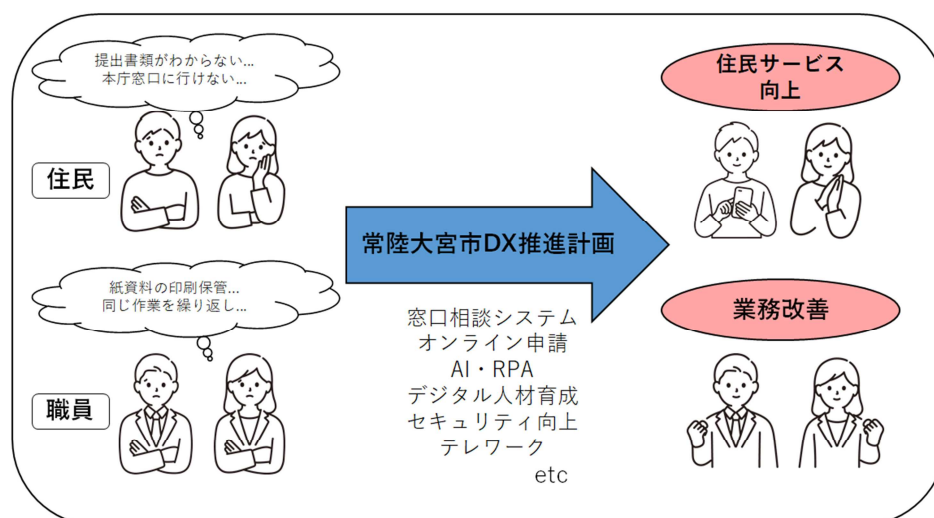
近年のデジタル技術の目覚ましい発展は、社会生活に大きな変化をもたらしました。特にスマートフォンの普及や通信環境の高速化は、単なるコミュニケーションツールとしてだけではなく、買物、学習、娯楽など、私たちの日常生活に欠かせない社会インフラとなっています。

その一方で、今般の新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活スタイルや働き方等の変容を強いるとともに、様々な点において行政におけるデジタル化の遅れを顕在化させるものとなりました。

こうしたことを踏まえ、国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンに位置づけ、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を強力に推進する方針を示しました。また、特に自治体が重点的に取り組むべきデジタル化については、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX※）推進計画」として内容が明確化され、全国の自治体はこの計画を軸にデジタル化に積極的に取り組むこととなりました。

本市においても様々な課題に対しデジタル技術を活用することで、市民サービスの向上と業務の効率化を達成すべく、「常陸大宮市 DX 推進計画」を策定し、全庁が一体となってデジタル化に向けた取り組みを推進します。

図-1：計画策定の趣旨イメージ

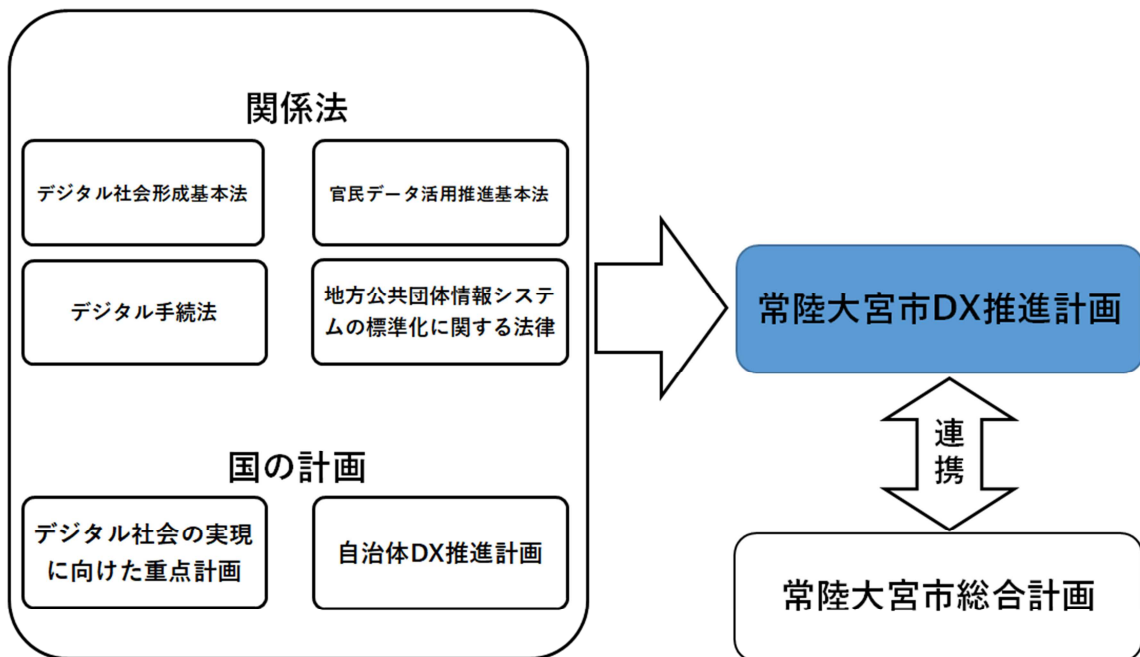


2 計画の位置づけ

本計画は、国の動向等も十分に考慮しながら、本市が取り組むデジタル化の方向性を示す総合的な計画として位置付けます。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画としても位置づけます。

図-2：計画の位置付け



3 実施期間

本計画の期間は、市総合計画（基本計画）の期間に合わせて、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

ただし、デジタル技術の進化は日進月歩であることから、本市の取組も時代の潮流に合わせて柔軟に対応させていくため、必要に応じて見直しを行います。

図-3：計画の実施期間

| | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 ~ 令和13年度 (2027年度) (2031年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 常陸大宮市 DX推進計画 | 常陸大宮市DX推進計画(4年間) | | | | 次期計画 |
| 自治体 DX推進計画 | 自治体DX推進計画(5年間) | | | | |
| 常陸大宮市 総合計画 | 基本構想(概ね2050年まで) | | | | |
| | 基本計画(5年間) | | | | 基本計画 |



第2章 デジタル化を取り巻く動向

1 国の動向

(1) デジタル社会の実現に向けた重点計画

国のデジタル化については、平成13年(2001年)1月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法。平成12年法律第144号)が施行され、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において「e-Japan 戦略」が決定されて以降、時代の変化に合わせて、改定や同法に基づく重点計画による具体化が行われてきました。

また、平成28年(2016年)12月には官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)が制定され、国はこの法律に基づき、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。この基本計画では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる「デジタル社会」の実現に向けた政府全体のデジタル政策を取りまとめています。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降は、デジタル社会の実現に向けて行政のデジタル化に関する動きがより加速することとなりました。まず、令和2年(2020年)12月に、これからのデジタル社会の目指すビジョンとデジタル社会を形成するための基本原則を示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、この基本方針の中で、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

続いて、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)の成立を受けて、令和3年(2021年)6月に基本計画が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へと全面改定されました。さらに、令和3年(2021年)12月には、デジタル庁の発足に伴い再び改定が行われ、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき取組が示されました。

(2) デジタル・ガバメント※実行計画

官民データ活用推進基本法の成立に伴い、平成29年(2017年)5月に「デジタル・ガバメント推進方針」が示されました。この方針では、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととさ

れており、その方向性を具体化し実行するため、平成30年（2018年）1月には「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。

この計画では、BPR※の徹底や行政手続のオンライン化の徹底、添付書類の撤廃に向けた取組、ワンストップサービス※の推進などにより、利用者中心の行政サービス改革を実行していくことが示されています。そして、この計画は、前述した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のビジョンや「官民データ活用推進基本計画」の考え方の下、行政のデジタル化の取組を加速するとともに、計画的かつ実行的に進めていくことを目的として、令和2年（2020年）に続き令和3年（2021年）にも改定されました。

なお、この計画は、令和3年（2021年）12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が改定されたことに伴い、その内容が重点計画に吸収される形で廃止となりました。

（3）デジタル手続法

デジタル・ガバメントを推進していくに当たり、令和元年（2019年）12月には、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）が改正されました。ここでは、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は、二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」といった、行政のデジタル化に関する基本原則や、行政手続のオンライン化のために必要な事項が定められています。

（4）自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で示されたビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいという考えから、令和2年（2020年）12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめました。

この計画で、自治体においてまずは、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」こと、「デジタル技術やAI※等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められています。

◆自治体が取り組むべき事項

【重点取組事項】

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化※
- (2) マイナンバーカード※の普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体の AI・RPA※の利用推進
- (5) テレワーク※の推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【自治体 DX の取組と合わせて取り組むべき事項】

- (1) 地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバイド※対策

【その他】

- (1) BPR の取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (2) オープンデータ※の推進
- (3) 官民データ活用推進計画策定の推進

(5) デジタル改革関連法

デジタル社会の実現に向け、令和3年（2021年）5月にいわゆるデジタル改革関連法が成立し、以下6つの法律が公布されました。

- ・ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）
- ・ デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）
- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）
- ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）
- ・ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

これらの法律のうち、特に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な17業務を処理するシステムについて、国が策定した基準を満たすシステムの利用を義務付けるものであり、

各自治体は令和7年度（2025年度）末までにシステムの移行を完了させることとされています。

また、令和3年（2021年）9月には、自らがデジタル社会の形成に関する司令塔として行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上させるために内閣総理大臣を長とするデジタル庁が設置されました。

（6）「デジタル田園都市国家構想基本方針」の決定

政府による「デジタル田園都市国家構想」は、「地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現」することを掲げ、デジタル社会の実現に向けた重要な柱として位置付けられました。

また、令和4年（2022年）6月、構想の基本方針が決定され、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、人口減少・少子高齢化、過疎化、地域産業の空洞化など地方が抱える課題をデジタルの力で解決するため、国が地方を支援していくことが示されました。



2 本市の状況と課題

(1) 人口減少と少子高齢化における行政運営

本市の人口は、合併後の平成 17 年（2005 年）国勢調査の 47,808 人から減少が続いており、令和 2 年（2020 年）国勢調査では 39,267 人となり、15 年間で 4 万人を割り込み、人口減少傾向が年々強くなっています。

また、生産労働人口は 59.8%から 52.8%に減少、高齢人口は 27.1%から 37.8%に増加しており、急速な少子高齢化も進行しています。

このことを踏まえ、限られた人材資源・税収入でますます多様化・複雑化する行政需要に対応していくために、業務形態を見直しながら、効率化を図っていく必要があります。

今後も安定的な行政運営を確保し、市民サービスの向上を図っていくためには、デジタル技術の利活用による政策推進が不可欠となります。さらに、感染症の拡大防止策を図る非接触環境の整備と、新たな生活様式への転換などを行政が先導し、推進していくことが喫緊の課題となっています。

3 区分別人口

(単位：人、%、各年 10 月 1 日現在)

| 年次 | 人口 | | | | | 構成 | | |
|---------------------|--------|--------|---------|--------|-----|--------|---------|--------|
| | 総数 | 15 歳未満 | 15~64 歳 | 65 歳以上 | 不明 | 15 歳未満 | 15~64 歳 | 65 歳以上 |
| 平成 17 年 (2005 年) | 47,808 | 6,237 | 28,612 | 12,959 | | 13.0 | 59.8 | 27.1 |
| 平成 22 年 (2010 年) | 45,178 | 5,340 | 26,476 | 13,321 | 41 | 11.8 | 58.7 | 29.5 |
| 平成 27 年 (2015 年) | 42,587 | 4,483 | 23,685 | 14,005 | 414 | 10.6 | 56.2 | 33.2 |
| 令和 2 年 (2020 年) | 39,267 | 3,632 | 20,414 | 14,627 | 594 | 9.4 | 52.8 | 37.8 |

資料：「国勢調査」

また、高齢者をはじめ、デジタル技術に親しみがない方のデジタル活用に向けて、丁寧できめ細やかな支援を行うとともに、デジタルを利用しない市民に対しても直接デジタルを意識することなく、身近で便利な市民サービスが届けられるようにしなければならないため、行政手続のオンライン化に加えて、窓口サービスの在り方を見直す必要があります。

(2) 社会変容への対応

本市においても、新型コロナウイルス感染症を受けて、日常生活に感染症対策を取り入れた新しい生活様式への対応が求められています。

これまでの書面・押印・対面による行政手続について、オンライン化を推進し、市役所に行かなくても市民サービスを受けられることができる仕組みを構築するとともに、非対面・非接触による支払い手続のキャッシュレス※化、テレワークの活用など、新たな日常にふさわしい環境を整備していく必要があります。

(3) 働き方改革への対応

労働生産性の向上を図るためには、従来からの業務の在り方を抜本的に見直し、生産性向上を阻む要因の継続的な改善等を行うとともに、職員の意欲・能力が最大限発揮できる職場環境を構築する必要があります。

具体的には、紙文書中心の事務や、定型的な業務の処理方法などについて、継続的な見直しを実施するとともに、適切な業務フローなどを検討したうえで、デジタル技術の活用や集約化を図ることが想定されます。

さらには、既存の枠組にとらわれず、組織の在り方や人材の確保、事案に応じて稟議的な意思決定の在り方の見直しを検討するなど、行政運営の抜本的な変革に向けて、改革を広範囲に捉えることが重要です。

また、育児や介護など、職員の置かれた個々の事情に応じて、仕事と家庭生活の両立を実現できるよう、職員が多様な働き方を選択できる職場環境の整備が求められます。

このように、働きやすい職場環境を構築することは、労働生産性の向上の観点から喫緊の課題となっています。

(4) 地域課題への対応

市民のライフスタイルや価値観の多様化など本市を取り巻く環境が大きく変化していく中であって、持続可能な地域社会を形成していく上で、地域課題への取組に対し、市民に最も身近な地方公共団体として求められる役割は大きく、各分野の課題に対応するための共通の手段、横断的な取組として、デジタル技術の活用は不可欠です。

今般、デジタル技術を活用した人とのつながりが、様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮しています。

本市においても、デジタル技術を利活用して、あらゆる分野における地域課題の解決・改善につながるスマートなまちづくりを推進していく必要があります。

第3章 計画の方向性

1 基本的な考え方と3つの基本方針

(1) 基本的な考え方

デジタル技術の活用にあたっては、市全体の業務プロセスの見直しを徹底するとともに、働き方や仕事の進め方の転換を図る必要があります。また、利用者ニーズを踏まえた上で取り組むことも重要です。こうしたことを踏まえ、市が今後、デジタル化を推進していくにあたっては、次の2つの考え方を基本として取り組んでいきます。

① 何のためのデジタル化か

→ 単にデジタル化することが目的になっていないか、デジタルを活用することで、DXのX（トランスフォーメーション＝より良い方向への変容）になっているか

② 誰のためのデジタル化か

→ 実際にサービスを利用する市民や業務を行う職員が目線に立って、デジタル化が進められているか

(2) 3つの基本方針

本市のデジタル化を推進するにあたっては、国が令和2年（2020年）12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を踏まえ、次の3つを基本方針に掲げて、各施策を計画します。なお、デジタル化施策の実施には大きなコストを要するものであることから、費用対効果の検証を十分に行いながら実施するものとします。

基本方針1

デジタル技術を活用した便利で使いやすい行政サービスの提供

基本方針2

デジタル化による行政運営の効率化

基本方針3

地域社会のデジタル化

2 基本方針に基づく取組事項

本市が取り組むデジタル化の個別施策について、3つの基本方針に沿って、次のとおり体系を整理します。

基本方針1 デジタル技術を活用した便利で使いやすい行政サービスの提供

- 1-1 行政手続のオンライン化
- 1-2 窓口業務のデジタル化
- 1-3 電子契約の導入
- 1-4 情報発信の強化

基本方針2 デジタル化による行政運営の効率化

- 2-1 行政事務のデジタル化
- 2-2 業務システムの最適化
- 2-3 AI等の先進技術の活用
- 2-4 テレワークの推進
- 2-5 情報セキュリティ対策の徹底

基本方針3 地域社会のデジタル化

- 3-1 デジタル技術を活用した地域課題の解決
- 3-2 デジタルデバイド対策
- 3-3 市が保有するデータの提供



基本方針1 デジタル技術を活用した便利で使いやすい行政サービスの提供

1-1 行政手続のオンライン化

(1) 現状と課題

本市では、現在、マイナンバーカードを利用したオンライン手続※（ぴったりサービス）と、いばらき電子申請届出システムを利用したオンライン手続により行政手続の一部についてはオンライン化に対応していますが、その他大半の手続については、書面・対面による手続となっており、行政手続のオンライン化が進んでいない状況です。

いばらき電子申請届出システムについては、運用開始から一定期間が経過していますが、手数料等のオンライン決済や申請フォームを自由に作成できないなど、制約があることも課題となっています。

また、本市のマイナンバーカードの交付率は、全国平均を大きく下回っていることから、マイナンバーカードを利用したサービスを拡充し、利便性を高めることで、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を図っていく必要があります。

(2) 目指す姿

今まで書面・対面で行われていた全ての行政手続（法令等によりオンライン化が困難な手続を除く。）について、原則オンラインでの手続を可能とする。

(3) 具体的施策

- ① 円滑な行政手続のオンライン化実現のため、職員がノーコード・ローコード※で申請フォームを作成できたり、オンライン決済等に対応した高機能な新しい電子申請システムを導入します。また、年次ごとに目標を設定して推進を図り、将来的には電子申請可能な手続のオンライン化率100%を目指します。
- ② 引き続き、国の示す「特に国民の利便性向上に資する手続」については、マイナンバーカードを利用したオンライン手続（ぴったりサービス）を推進します。また、当該システムと新しく導入する電子申請システムの連携を進め、使いやすい電子申請システムを構築します。
- ③ マイナンバーカードの普及促進のため、商業施設や各地域に出向いて出張申請を受け付けるとともに、コンビニでの証明書交付サービスの対象を戸籍にまで拡大するなど、マイナンバーカードの利用促進につながる取組を検討します。

1-2 窓口業務のデジタル化

(1) 現状と課題

市民サービス向上のため、令和4年(2022年)10月から市民課窓口にて、転入、転出、出産、死亡等の手続をする際にこれらに伴い必要となる諸手続(国民健康保険や児童手当など)を漏れずに案内することができる「かんたん窓口システム」を導入しました。また、かんたん窓口システムにより各手続情報の連携を図ることで、市民の方が申請書等に氏名、住所等を何度も記入することなくスムーズに手続ができるようになりました。

令和5年(2023年)2月には、市民が最寄りの支所からテレビ会議システムを使い、本庁所管課に直接質問や相談ができる「窓口ライブシステム」を導入し、支所窓口における住民手続サポートの充実を図っています。

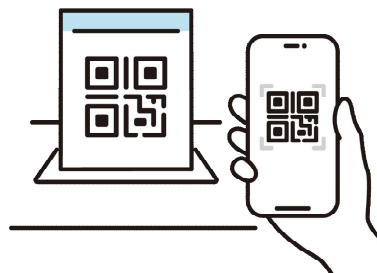
今後も、窓口におけるキャッシュレス決済サービスや相談窓口のオンライン化など、市民の利便性向上のため、窓口業務のデジタル化を進めていく必要があります。

(2) 目指す姿

手続のために市役所に行かなくてもよくなる仕組みを構築するとともに、市役所に行く必要がある場合においても、手続が短時間で簡単に済むような窓口を構築する。

(3) 具体的施策

- ① 市民の利便性向上や非接触による感染症対策のため、窓口でのキャッシュレス決済を可能とするとともに、二次元コード※付納付書の導入を促進します。
- ② 子供を連れて市役所に来るのが大変な子育て世帯を中心として、保育所等への入所相談など、オンラインによる相談窓口の設置を推進します。
- ③ 既に導入しているかんたん窓口システムや窓口ライブシステムを随時見直し、これらのシステムの利用促進を図ります。
- ④ 窓口での待ち時間を短縮するために、各窓口における事前予約システムの導入を検討します。



1-3 電子契約の導入

(1) 現状と課題

本市における契約事務については、契約当事者間で記名押印による紙の契約書を作成しています。紙による契約書から電子契約に移行することで、事業者及び市にとって、次のような利点があります。

- ① 契約書の作成や郵送等の作業による事務負担が軽くなる。
- ② 契約書の作成に伴う、印紙税が不要となる。
- ③ 契約書の保管スペースがいらなくなるとともに、災害時等において契約書破損の危険性がなくなる。

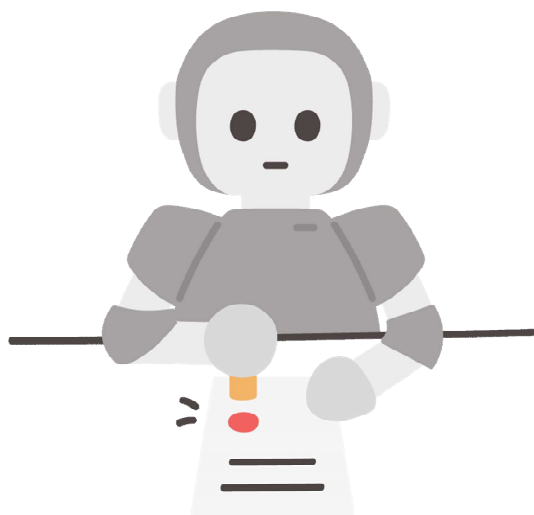
令和3年(2021年)1月には地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)が改正され、地方自治体においても民間事業者が提供する電子署名の仕組みを活用した電子契約のサービスが利用可能となりました。

(2) 目指す姿

電子契約を導入し、事業者がオンラインで契約できる環境を構築する。

(3) 具体的施策

一定規模の工事請負契約など、段階的に電子契約を導入し、将来的には全ての契約に電子契約を適用します。



1-4 情報発信の強化

(1) 現状と課題

現行の市公式ホームページは、階層の複雑化などの課題が生じており、使いやすく、探しやすいホームページとするため、情報の整理が必要となっています。また、スマートフォン※の普及に伴い、様々な端末で閲覧、検索しやすいデザインも求められています。

このほか、アプリの機能や SNS※での情報発信を強化するとともに、高齢者をはじめ幅広い年代に市政情報を分かりやすく効果的に伝えるなど、多様化する市民ニーズに対応していく必要があります。

(2) 目指す姿

使いやすく、探しやすいホームページを構築するとともに、アプリや各 SNS など、媒体ごとの特性や役割を最大限に活かし、媒体を組み合わせることで効果的な情報発信を進める。

(3) 具体的施策

- ① 使いやすく、探しやすいホームページにリニューアルするとともに、広報紙や SNS と連携を強化していきます。
- ② 利用者の意見等を踏まえて、随時、機能の追加や整理を行い、アプリの機能改善を行います。
- ③ 情報を必要とする人へ適切な時期に情報を伝えるため、分析ツールを活用した SNS の効果的な発信などを検討します。



基本方針2 デジタル化による行政運営の効率化

2-1 行政事務のデジタル化

(1) 現状と課題

本市では、会議のペーパーレス※化やオンライン会議の実施など、資源の節約と併せて、場所に制約されない行政事務の執行を図るため、庁舎におけるデジタル環境の整備に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会変容に対応する必要があることから、近年では、その取組を急速に進めており、令和3年度（2021年度）には本庁舎内に、いつでもオンライン会議ができるようWEB会議※室を設置し、また、令和4年度（2022年度）には議会運営にタブレット※端末を導入しています。

今後は、職員が使用するパソコンの軽量化や無線LAN環境の充実など、将来に向けて庁舎内のデジタル環境の整備の在り方を検討するほか、テレワーク等も踏まえた新たなワークスタイルに対応したコミュニケーションツールとしてビジネスチャット※や電子決裁※システムを導入するなど、デジタル環境の整備を進め、行政運営の効率化を図っていく必要があります。

(2) 目指す姿

資源の節約と併せて、場所に制約されない行政事務の執行を可能とするデジタル環境を整備し、行政運営の更なる効率化を図る。

(3) 具体的施策

- ① 職員がどこにいても、職員間で迅速な情報共有を可能とするため、LGWAN※及びインターネット環境、スマートフォン等で利用できるビジネスチャットを導入します。
- ② 有線によるLAN※環境から無線LAN環境に変更するなど、将来的な庁舎内におけるデジタル環境の在り方を検討し、新たなデジタル環境の整備に向けて、順次、機器の更新や整備等を図っていきます。
- ③ 原則、紙による会議を廃止とするなど、タブレット端末等によるペーパーレス会議を促進します。
- ④ 意思決定の迅速化と保管スペースの削減等を図るため、電子決裁システムを導入します。
- ⑤ 職員間の庁内申請を全てデジタル化できる仕組みを検討します。

2-2 業務システムの最適化

(1) 現状と課題

国は、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム(以下「基幹系業務システム※」という。)について、個別に機能のカスタマイズを行っている現状が、コスト負担やクラウド化※による共同利用の推進の妨げになっているという認識の下、基幹系業務システムの標準化・共通化に向けた取組を進めています。

本市の基幹系業務システムは、県内 10 自治体とノンカスタマイズ※を基本とした「いばらき自治体クラウド※」を構築し、平成27年度(2015年度)から運用してきましたが、国が示す標準仕様に対応するため、令和7年度末(2025年度末)までを目標として標準準拠システムへの移行又は現システムの改修を行う必要があります。

また、基幹系業務システム以外の各業務システムについては、システム更新等に係る庁内ルールがないことから、随意契約により長期にわたり同一システムを使い続ける傾向があることから、システム更新のルールを設け、業務の効率化とコストの削減を図る必要があります。

(2) 目指す姿

業務内容に合わせたシステムの最適化を図り、効率化と運用経費の削減を目指す。

(3) 具体的施策

- ① 基幹系業務システムについては、対象業務を所管する担当部署や現行のシステムベンダー等と協議し、令和7年度末(2025年度末)までに標準準拠システムへの移行又は現システムの改修を行います。
- ② 基幹系業務システム以外の各業務システムについては、システム更新等のルールを設け、順次、全ての業務システムに適用していきます。



2-3 AI等の先進技術の活用

(1) 現状と課題

国においては、「人口減少社会において、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、AI、RPA、AI-OCR※（以下「AI等」とする。）などのデジタル技術は業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである。」として、AI等などの導入を推進してきました。

本市においても、これまでAI等の導入について検討してきましたが、費用対効果や大量反復業務については業務委託で対応している状況もあり、現在まで導入にはいたっていません。

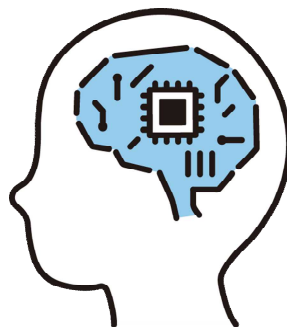
今後、新たな技術の開発があった場合や、業務プロセスの見直しを徹底する中で有効性が認められる場合は、積極的にAI等のデジタル技術を活用していくため、AI等に関する情報の収集や理解を進めていく必要があります。

(2) 目指す姿

AI等のデジタル技術を活用して、大量反復業務等を自動化することにより業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋がる業務へとシフトしていく。

(3) 具体的施策

- ① AI等のデジタル技術の導入に向けて、各業務で検討を進めるとともに、職員への周知や人材育成、情報担当部署による支援等を併せて行い、AI等の新たな技術への理解を進めます。
- ② 外部の専門的知見等を活かした業務分析等を実施するなど、徹底した業務プロセスの見直し（BPR※）を実施し、AI等のデジタル技術の活用を検討します。



2-4 テレワークの推進

(1) 現状と課題

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、職員が自宅待機の必要性が生じた際の業務継続体制の確保を目的として、令和3年度（2021年度）から地方公共団体情報システム機構が実施する「自治体テレワーク推進実証実験事業※」に参加し、テレワークシステムを構築し、仮運用を実施しています。

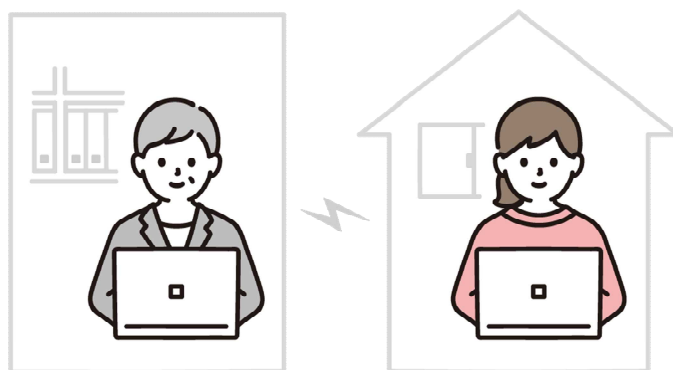
今後は、感染症対策に限らず、災害発生時における業務継続体制の確保やワーク・ライフ・バランス※の向上を目的とした柔軟な働き方の実現も視野に入れて、テレワーク環境の整備を進めていく必要があります。

(2) 目指す姿

場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方でワーク・ライフ・バランスの向上や災害等における業務継続性の向上を目指して、テレワーク環境を検討し自宅等においても仕事ができる環境を整備する。

(3) 具体的施策

- ① テレワークシステムの仮運用の状況を踏まえ、テレワークの実施条件や運用ルールを整備するとともに、テレワーク用のパソコンを確保するなど、いつでも利用できるよう環境を整備していきます。
- ② 職員間のスムーズな業務連絡体制や、出先やテレワーク時の情報共有がより円滑にできるよう、コミュニケーションツールとしてビジネスチャットを導入します。
- ③ 具体的なテレワークの実施事例（「在宅勤務」や「サテライトオフィス※」における業務の実施例、「モバイルワーク※」におけるテレワーク用パソコンの活用例など）を収集し、本市に合致するテレワークの実施に向けて、調査研究を行います。



2-5 情報セキュリティ対策の徹底

(1) 現状と課題

デジタル社会の進展とともに、サイバー攻撃※の手口も高度化・多様化してきており、今後、市がDXを推進していくためには、市民の個人情報や保有する情報資産に対して、これまで以上のセキュリティ対策に取り組む必要があります。

本市においても職員が守るべきルールとしてセキュリティポリシー※を制定するとともに、セキュリティ研修を毎年実施し、原則として全ての職員が2年に1度は受講するなどして、基本的な情報セキュリティ※を確保しているところです。

また、庁内ネットワークについては、国が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、平成29年度（2017年度）から基幹業務系、L GWAN接続系※、インターネット接続系※を完全に分離する「三層の対策」を図っています。

こうした中、国では自治体DX推進計画を推進するため、この「三層の対策」の抜本的な見直しを含めた、新たなセキュリティ対策の在り方を検討していることもあり、本市においてもこの動きに対して適切に対応していく必要があります。

(2) 目指す姿

庁内における情報セキュリティに関するルールの徹底や情報セキュリティ対策の実施により、個人情報や機密情報を守る。

(3) 具体的施策

- ① 国が示すガイドラインの改定に応じて、適切にセキュリティポリシーの見直しや関係規程の整備を行うとともに、必要に応じて庁内ネットワークの強靱化対策を見直します。
- ② 引き続き、研修等を通じて職員の情報セキュリティ意識の徹底を図るとともに、法令遵守や情報資産の保全など、デジタル技術の活用におけるコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ③ 情報セキュリティの維持や法令遵守が図られるよう内部点検や監査を実施します。



基本方針3 地域社会のデジタル化

3-1 デジタル技術を活用した地域課題の解決

(1) 現状と課題

本市をはじめとして、地方では人口減少・少子高齢化、過疎化、東京圏への一極集中、地域産業の空洞化という課題に直面しています。こうした課題を解決するには、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、地方活性化を図っていくことが求められており、デジタル技術が急速に発展する中、デジタルは地方の社会課題を解決する鍵とされています。

こうした考えの下、国では令和4年（2022年）6月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、同年12月にはまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略が変更され、デジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されました。

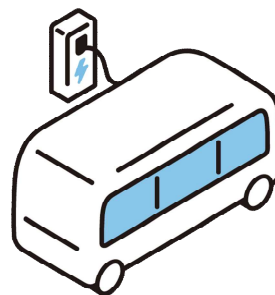
本市においても、これまでの地方創生の取組を継承するとともに、発展させていくため、地域の実情に応じて、あらゆる分野でデジタル技術を有効に活用して、地域の課題解決につなげていく必要があります。

(2) 目指す姿

あらゆる分野において、必要に応じてデジタル技術を最大限に活用して、官民連携の下、地域の課題解決と魅力ある地域づくりを図る。

(3) 具体的施策

- ① 「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」など、デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく考え方を、各年度の新規事業立案スキームに取り入れて、具体的な事業を検討していきます。
- ② 地域公共交通分野におけるDXの推進によるサービスの効率化・高度化を図るとともに、AIシステム等の先進技術や新たなモビリティ社会の実装による課題解決に向けて検討していきます。



3-2 デジタルデバイド対策

(1) 現状と課題

デジタル社会が進展する中、民間サービスを含む様々なサービスは、今後ますますスマートフォン等の利用を前提に展開されていくことが見込まれます。

こうした流れは、時間や場所を選ばずにサービスを受けられるなど多くの人のためにメリットがある一方で、デジタル化の流れについていくことが難しい人もいることから、デジタル化の恩恵を享受できる人とできない人の間にデジタルデバイド※を生じさせてしまいます。

デジタルデバイドの解消を図り、全ての市民がデジタル化したサービスを利用できる社会を実現するため、情報通信機器の利活用の支援が必要となります。

また、どこでも誰もが利用できるよう、通信インフラ等のサービス基盤となるインターネットへの接続を可能とする利用環境の整備を進めていくことも重要となります。

市が今後、デジタル化を推進していく上では、これらのソフト面、ハード面両方のデジタルデバイドを解消する取組が必要となります。

(2) 目指す姿

市民の ICT リテラシー※の向上と環境整備を図り、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けることができる社会を目指す。

(3) 具体的施策

- ① 引き続き、公民館講座によるパソコン・スマートフォン教室を実施するとともに、少人数のグループ等を対象とした出前のスマートフォン講座や、携帯ショップ等と連携したスマートフォン教室等を実施します。
- ② 災害発生時等の利用も勘案して、防災拠点のほか市内公共施設における無料の Wi-Fi※環境の整備を検討します。



3-3 市が保有するデータの提供

(1) 現状と課題

情報通信技術の発展などを通じて、企業等に集積された膨大な量の個人情報
を分析することで、様々な社会問題を解決したり、新たなビジネスが生まれる
可能性が広く認識されるようになっていきます。こうしたことを踏まえ、国では、
平成28年(2016年)に官民データ活用推進法を制定し、国及び地方公共
団体はオープンデータ※に取り組むことが義務づけられ、令和2年(2020
年)には、データの積極的利活用を促進するため、個人情報の保護に関する法
律(平成15年法律第57号)が改正【施行は令和4年(2022年)4月】
されました。これにより、全ての自治体が保有する公共データの利活用が一
気に加速することが期待されています。

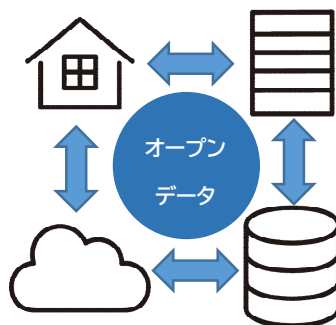
本市においても、公共データ※のオープンデータ化を進めることにより、行
政の透明性の向上とともに、民間企業等でのオープンデータの利活用を促進す
る取組が必要となります。

(2) 目指す姿

公共データを二次利用※可能な形で可能な限り公開し、活用してもらうこと
で、市民生活における利便性の向上や民間サービスやビジネスの創出等に寄与
する。

(3) 具体的施策

- ① 国で公開するオープンデータカタログサイト※に市が保有する公開可
能なデータを提供するなど、誰もが利用しやすい形でオープンデータを整
備・公開します。
- ② 地理情報システム(GIS)及びこれと連携する空間データ※をホームペ
ージ上に公開します。
- ③ 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報ファイルに行政機関
等匿名加工情報※に関する事項を記載し、公表します。



3 実施スケジュール

計画期間内における主要施策の実施スケジュールは、次のとおりとします。

| 施策内容 | 令和5年度 (2023年) | 令和6年度 (2024年) | 令和7年度 (2025年) | 令和8年度 (2026年) |
|---|---|------------------|------------------|------------------|
| 1-1 新電子申請システムの導入 | 導入・運用 推進 | 申請可能な手続はオンライン化 | | |
| 1-2 窓口キャッシュレス決済の導入 | 導入・運用 推進 | 各種決済サービスへの継続対応 | | |
| 1-3 電子契約の導入 | 導入準備 運用検討 | 導入・運用 推進 | 推進・継続運用 | |
| 2-1 ビジネスチャットの導入 | 導入 運用 | 継続運用 | | |
| 2-1 電子決裁システムの導入 | 導入準備 運用検討 | 導入 運用 | 継続運用 | |
| 2-1 財務システムの電子決裁化 | 導入準備 運用検討 | 導入 推進 | 継続運用 | |
| 2-2 基幹系業務システムの標準化 | 業務調整 移行調整 | 業務調整 移行調整 | 移行完了 | 運用 システム検討 |
| 2-2 基幹系業務システム以外のシステム更新ルールの策定 | 検討・調整 策定 | 継続運用 | | |
| 2-4 テレワーク実施に向けた環境整備 | ビジネスチャットの活用や他ツールの検討 | 継続検討・試行運用 | | |
| 2-5 情報セキュリティポリシーの改定 | 国ガイドラインに沿った市情報セキュリティ基準の改正 | 市情報セキュリティ対策の実施 | | |
| 3-1 地域公共交通新技術の導入 【乗合タクシー(AIシステム)】 | AIシステムの導入準備 | 運用開始・継続運用 | | |
| 3-2 デジタルデバイド(スマートフォン講座等)の実施 | 市有施設での市民講座等の実施や国のデジタル活用支援事業を活用したスマートフォン教室等の実施 | | | |
| 3-3 市が保有するデータの提供 | 庁内の統計データや地理情報など、市民や事業者等のニーズに即したデータの公開 | | | |

第4章 DX人材の育成

1 デジタル人材の育成について

DXを推進していくためには、情報部門における専門人材の育成に加えて、全ての職員のデジタルリテラシー※の底上げを図り、各所属における様々な課題解決において、デジタル技術やデータを活用し、業務改革を推進していく必要があります。

2 DX人材の育成に向けた基本的な考え方

DX人材の育成に向けては、情報部門や中核となる職員を中心に知識、ノウハウ、スキル等を育成するとともに、業務改善マインドを醸成することを主眼として、人材育成に取り組んでいきます。

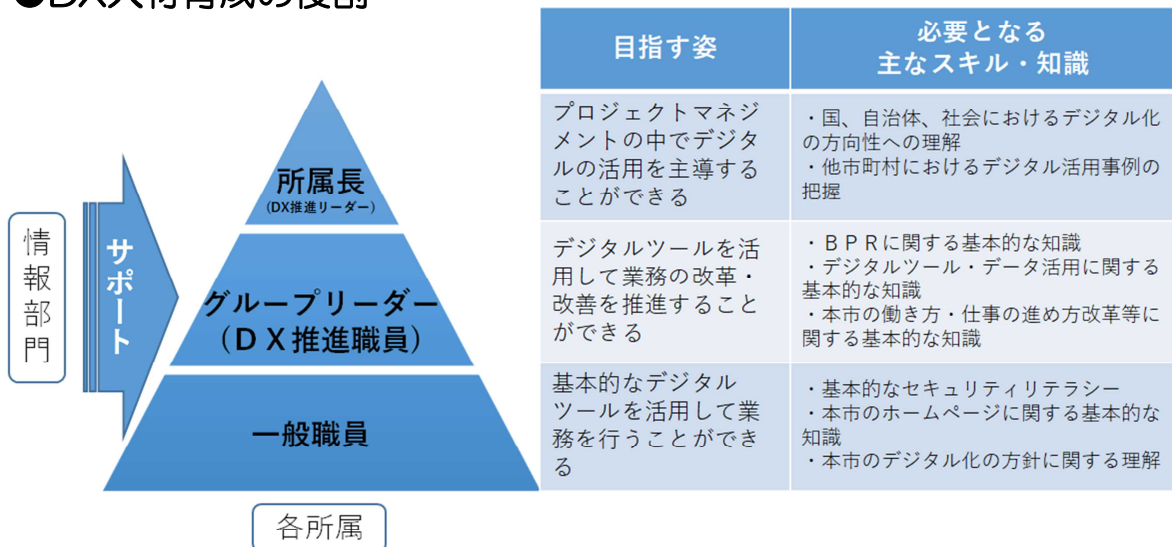
また、DXの推進に向けては、全ての職員がそれぞれの立場でデジタル化に取り組む必要があることから、情報部門がその旗振り役として、また、伴走支援をして、各所属へのサポートの強化など、DX人材の育成において主導的な役割を果たしていきます。

3 各所属におけるDX人材育成について

各所属におけるDX人材の育成については、デジタルの活用に向けて、各職員の役割を明確化したうえで、人材育成を推進していきます。

| |
|--|
| ○所属長（DX推進リーダー） |
| デジタル化社会の動向を踏まえた上で、国や他の自治体等の事例を積極的に収集し、自所属の業務改革・改善に活用するなど、DX推進リーダーとして、自所属のデジタル活用推進を主導する役割を担います。 |
| ○グループリーダー（DX推進職員） |
| グループリーダーは、業務改革・改善やデジタルツールの基本的な知識を活用して、各所属におけるデジタル活用による業務改革・改善を中心的に推進する役割を担います。 |
| ○一般職員 |
| DXの取組を推進するに当たり、職員として備えるべき基本知識を習得するとともに、業務遂行の過程でデジタルツール等を活用しながら改革・改善に向けたマインドを醸成していきます。 |

●DX人材育成の役割



4 DX人材育成に向けた主な取組

(1) 職員のデジタルリテラシーの向上への取組

- ①eラーニング※におけるプログラムの充実
- ②データ活用等、DX推進に向けた研修の実施
- ③各部局との情報共有、連携機能の強化

(2) DX推進職員の育成に向けた取組

- ①デジタル人材の育成に向けた資格取得の推進
- ②最新のデジタル技術等を学ぶことのできるオンデマンドサービスの活用に向けた検討

(3) 外部人材の活用に向けた検討

BPRにおけるデータ解析など、外部専門人材の活用に向けた検討の実施

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

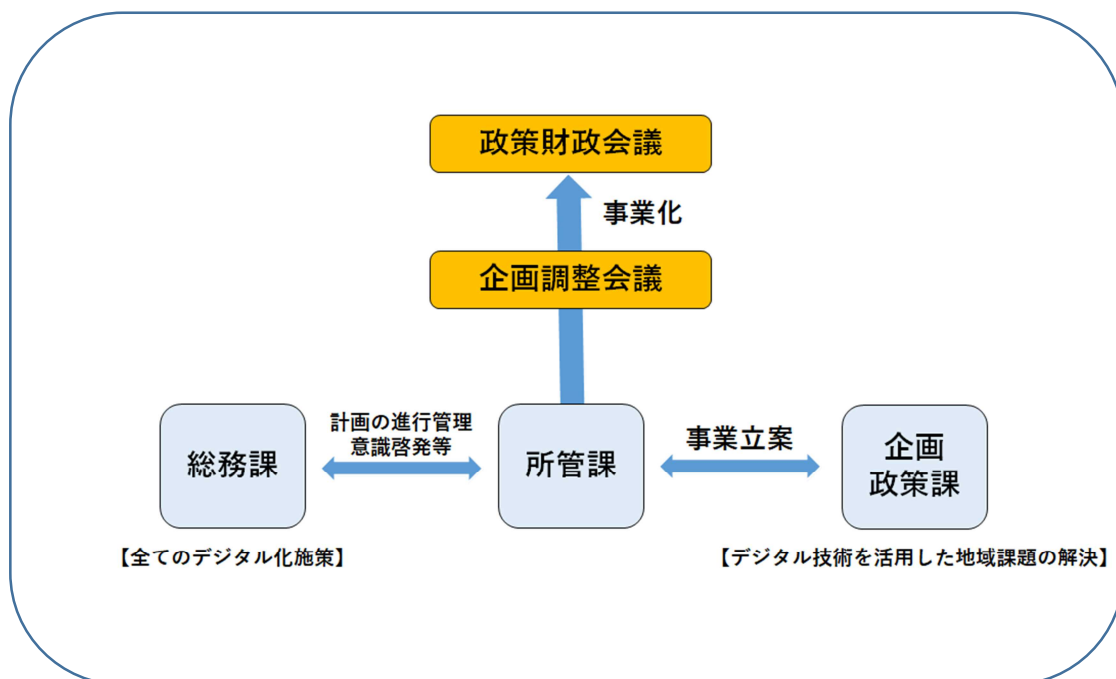
PDCA サイクル※を基にデジタル化に関する各施策の進捗管理を行い、効果的かつ効率的なデジタル化施策の実現を目指します。

PDCA サイクルによる進捗管理を行うため、毎年度、総務課（情報部門担当）においてフォローアップを実施し、その時点で最も適切で実行性のある計画となるよう、必要に応じて施策内容や推進スケジュールを変更します。

2 推進体制

本計画の推進に当たっては、総務課（情報部門）が中心となり、各所管課と連携を図りながら、計画の進行管理・見直し事項の検討、庁内の意識啓発等を行います。ただし、本計画中、3-1「デジタル技術を活用した地域課題の解決」に係る施策については、本市まちづくりと密接な関係があることから、企画政策課が各所管課と協議の上、事業立案を図ることとします。

また、デジタル化施策の実施には、大きなコストを要するものであることから、各年度における事業実施については、デジタル化施策以外の新規事業と同様に、市政策・財政会議での審議を経て、投資対効果の検証を十分に行いながら事業化していきます。



◆用語集

| 用語 | 開設 |
|-----------|--|
| AI | Artificial Intelligence の略。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。 |
| AI-OCR | AI を取り入れた、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能（OCR）のこと。AI を組み込むことで、読み取り精度を従来の OCR よりも大きく向上させている。 |
| BPR | Business Process Reengineering の略。 現在の業務プロセスを詳細に調査・分解し、サービスの質の向上や人的リソースの活用等の面からどのような問題点があるかを徹底的に分析して、業務プロセスそのものの再構築を図ること。 |
| DX | Digital Transformation の略。 スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることと言われている。 |
| e ラーニング | パソコンやインターネットなどを利用して教育を行う学習形態のこと。 |
| ICT | Information and Communication Technology の略。 情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称のこと。 |
| LAN | ローカルネットワークの略語。概ね建物内程度の広さでコンピュータや通信機器、情報機器などをケーブルや無線電波などで接続し、相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。 |
| LGWAN 接続系 | LGWAN に接続されたネットワークのこと。 LGWAN…Local Government Wide Area Network の略。自治体間や国の各府省等を接続する行政専用のネットワークのこと。 |
| PDCA サイクル | PDCA は、Plan-Do-Check-Act の略。 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のこと。 |
| RPA | Robotic Process Automation の略。 パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。 |
| SNS | Social Networking Service の略。 人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスを指す。代表的なサービスとして Facebook、Twitter、LINE 等がある。 |

◆用語集

| 用語 | 解説 |
|------------------|--|
| WEB会議 | インターネットを介して、会議を行うことができるコミュニケーションツールのこと。 |
| Wi-Fi | ケーブル不要で器機をネットワーク接続する無線 LAN の規格のこと。 |
| いばらき自治体クラウド | 県内自治体が Web サーバ等を集約し、監視及びログ分析・解析など、高度なセキュリティ対策を実施するクラウドサービスのこと。 |
| いばらき電子申請届出システム | 茨城県及び各市町村への申請・届出を、職場や自宅にしながら、インターネットを利用してオンラインで、原則 24 時間 365 日、深夜や休日でも電子申請・届出を行うことができるシステムのこと。 |
| インターネット接続系 | 外部とのメールのやり取りなど、インターネット上で利用する情報システムが接続するネットワークのこと。 |
| オープンデータ | 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。 |
| オープンデータカタログサイト | 自治体などがオープンデータを公開するためのサイトのこと。 |
| オンライン手続 | インターネットを利用して、申請・届出などの行政手続をいつでも、どこからでも実現できるようにするもの。 |
| 基幹系業務システム | 自治体の情報システムのうち、住民票・証明書発行や税金などの、主に市民に直接関係する行政サービスに関するシステムの総称のこと。 |
| キャッシュレス | 紙幣や硬貨といった現金(=キャッシュ)を使わずに、お店での買い物やお金のやり取りができること。 |
| 空間データ | モノの位置情報と意味情報（状態、形状、サイズなど）の双方を要素として持つデータのこと。 |
| クラウド | インターネットなどのネットワークを通じたコンピュータの利用形態で、何らかのコンピューティング資源(ソフトウェア、ハードウェア、処理性能、記憶領域、ファイル、データなど)を必要に応じて利用する方式のこと。 |
| 公共データ | 政府、自治体、公的研究機関が作成したデータのこと。 |
| サイバー攻撃 | 情報端末に対して、ネットワークを通じシステムの破壊やデータの窃取、改ざんなどを行う行為のこと。 |
| サテライトオフィス | 企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。 |
| 自治体テレワーク推進実証実験事業 | 自治体職員が庁外環境の端末から庁内にある LGWAN 接続系の端末へリモートアクセスする LGWAN-ASP サービスに係る実証実験事業のこと。 |

◆用語集

| 用語 | 解説 |
|----------------|--|
| 情報システムの標準化・共通化 | 国が策定する標準的な仕様書に準拠したシステムに移行すること。 |
| 情報セキュリティ | 情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。 ○機密性…情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。 ○完全性…情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。 ○可用性…情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。 |
| セキュリティポリシー | 自治体や企業などが定める情報セキュリティ対策について、その方針や行動指針をまとめたもののこと。 |
| スマートフォン | 通話だけでなく、個人携帯用のコンピュータ機能を併せ持った携帯電話のこと。パソコンと同様のウェブブラウザを通じた情報閲覧、メール送受信、ビデオや写真の撮影や再生などに加え、利用者が自らアプリケーションをインストールすることにより多様な用途で利用することが可能。 |
| タブレット（端末） | 薄い板状のパソコンやモバイル端末の総称で、液晶ディスプレイの表示画面で画面にタッチすることで操作可能なインターフェースを搭載した持ち運び可能なコンピュータのこと。 |
| デジタル・ガバメント | サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関するすべての要素がデジタル社会に対応した形に変革された状態のこと。 |
| デジタルデバイド | インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。 |
| デジタルリテラシー | デジタル技術を利用するに当たって必要とされる知識や能力のこと。 |
| テレワーク | 「tele=離れた所」と「work=働く」を合わせた造語。ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、働く場所により、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の3つの形態がある。 |
| 電子決裁 | 紙文書ではなくシステムを利用して意思決定を行うこと。 |
| 匿名加工情報 | 特定の個人を識別することができないように個人情報加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと。 |
| 二次元コード | 一次元コード（バーコード）のように一方向だけに情報を持つのではなく、垂直・水平の二方向に情報を持つコードのこと。一次元コードと比較して、面積当たりの情報量を増加できるという特徴がある。 |
| 二次利用 | 原資料などを引用・転載等するなどして利用すること。 |

◆用語集

| 用語 | 解説 |
|--------------|--|
| ノーコード・ローコード | <ul style="list-style-type: none"> ・ノーコード コンピュータに命令を与える文字列を記述することなく、システムなどを開発する手法のこと。 ・ローコード 必要最低限のコンピュータに命令を与える文字列を記述しながら、システムなどを開発する手法のこと。 |
| ノンカスタマイズ | <p>使用者の必要に応じて、システムなどの設定等を変更しないこと。</p> |
| ビジネスチャット | <p>仕事上で使用するための文字をベースとしたコミュニケーションツールのこと。</p> |
| ペーパーレス | <p>紙を減らす、または無くして電子データで文書等のやりとりを行うこと。</p> |
| マイナンバーカード | <p>本人の申請により交付され、マイナンバー（個人番号）を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードのこと。 マイナンバー…日本国内に住民票を有するすべての者が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。</p> |
| モバイルワーク | <p>ノートPCなどのモバイル端末を利用し、移動中の交通機関内や出張先、飲食店などで就業する労働形態のこと。</p> |
| ワンストップサービス | <p>行政手続等を行う際の負担等を大幅に軽減させ、利用者がその利便性向上を実感できるよう、関連する行政手続等をワンストップ化したもの。</p> |
| ワーク・ライフ・バランス | <p>仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。</p> |

常陸大宮市 D X 推 進 計 画

令和5（2023）年4月策定

常陸大宮市総務部総務課

TEL 0295-52-1111

FAX 0295-53-6010

E-mail soumu@city.hitachiomiya.lg.jp